

自主管理規定運用のための解説

(本資料は自主管理規定を円滑に運用するためのものであり、随時加筆修正します。)

2026年6月1日
日本シーリング材工業会
審査登録委員会

1. 製品登録申請について

製品登録申請は、ノンホルムアルデヒド製品登録申請書(様式-1)、製品リスト(様式-2)、登録製品品質管理チェック表(様式-7)および製品リストの入った電子媒体を日本シーリング材工業会に提出して行う。

2. 更新申請について

更新の申請は、ノンホルムアルデヒド製品登録(更新)申請書(様式-8)、(更新用)製品リスト(様式-9)および、(更新用)製品リストの入った電子媒体を日本シーリング材工業会に提出して行う。

3. 登録申請書の代表者について

登録申請書に記載する代表者とは、会社の代表者またはシーリング材事業の責任者である。

4. 非会員の申請について

非会員は、初回申請時に申請者登録をする(様式-1 非会員用、様式-6)。同時に自主管理規定文11条-1(1)(2)(3)の書類を提出する。初回登録審査結果速報受領後1ヶ月以内に申請者登録費用を支払う。

5. 登録申請書に記載する連絡先について

登録申請書に記載する「3.連絡先」の項には、ノンホルムアルデヒド製品登録申請実務責任者とし必要事項を記入する。実務責任者とは、登録申請書の提出から審査結果(登録確認書等)の受領および登録費用納入までの責任者であり、同時に審査登録委員会等からの電話等による問い合わせに対し直接対応できる人であることが望ましい。

6. シーリング材の種類について

製品リスト作成に当たっては、ノンホルムアルデヒド製品のみとし、通常審査対象として登録申請を受け付ける製品の種類は、第6条に規定された14種類であり、規定された表現通りの種類名を記載する。14種類以外のシーリング材の種類について申請された場合には、審査対象とするか否かも含めて特別審査となる。(30項参照)

7. 製品名が異なる場合の申請について

申請は、内容物が同じであっても製品名が異なるごとに1件とする。但し、製品名のうち色、容量及び包装形態の違いは全体で1件としてよい。同一登録番号を使用する包装形態が異なるものがある場合は、申請時に届けておくこと。

例) AAA 100 (カートリッジ)
AAA100F (フィルムパック)
AAA100A (アルミパック)
AAA100/F/A で登録可

8. 2成分形シーリング材の申請について

2成分形のシーリング材等は、○○基剤／硬化剤、○○A／Bの申請とする。また、○○(基剤)、○○(硬化剤)の単独申請でもよい。

9. 審査方法について

審査に先立ち、申請書の記載および書類が適正か否かを確認する。審査の方法は、申請書類および添付資料により行う。また、必要に応じて、規定11条により、追加の書類を要求する事がある。

10. 審査結果の通知について

審査結果は、登録番号[JSIA-6桁番号]を決定し、審査日から一ヶ月以内に登録確認書を申請者に送付して通知する。

11. 登録申請費用・更新費用について

登録申請費用および登録更新費用は、請求書が登録確認書および（更新用）登録確認書と同時に申請者に送付されるので、請求書受領から速やか（概ね1ヶ月を目安）に、日本シーリング材工業会指定口座に振り込まれるよう、申請者が責任を持って処理する。

12. 登録番号の公開について

ノンホルムアルデヒド製品登録番号の公開は、登録確認書の4項目即ち、登録番号[JSIA 6桁番号]、製品の会社名、種類、製品名をセットで日本シーリング材工業会のHPに表示する。ただし、OEM製品は除く。

13. 登録変更・取消について

ノンホルムアルデヒド製品登録の変更、取り消しは、変更届（様式-5）で行う。変更・取消届が受理された場合は、変更確認書（様式-13）または取消確認書（様式-14）を申請者に送付する。ただし、その製品の変更の有効期間は、登録日から3年とする。

14. 登録マーク表示について

登録マークの表示は、登録マーク表示モデル（様式-4）に従う。

15. JSIA F☆☆☆☆表示の位置について

JSIA F☆☆☆☆表示はJISマークから離すこと。

16. 海外のシーリング材申請について

自主管理規定登録は、海外のシーリング材メーカーからも申請があれば受け付ける。その際輸入業者が申請することもできる。OEMを受ける者でもよい。

17. 登録製品に問題が発生した場合について

自主管理登録製品種問題が発生した場合、（JSIA F☆☆☆☆表示製品）の品質に疑いがあるとの苦情に対しては、基本的に申請者と顧客の問題である。

18. 製品検査の実施について

製品検査は、恣意的に実施するものではなく、実施する場合には事前に申請者に連絡をする。

19. 登録品の有効期限について

登録品の有効期限は、登録から3年を経過した8月末日までとする。例えば、2025年5月に登録されたものの有効期限は2028年8月末日まで、2025年9月または2026年1月に登録されたものの有効期限は2029年8月末日までとする。

20. 更新手続きについて

更新手続きについては、毎年7月に、登録申請担当者に連絡する。

21. 再登録について

登録品が3年を経過して失効した場合は、再登録とする。

22. 着色剤の申請について

着色剤は、容器表示製品名単位で申請する。

例) 共通着色剤、サイディング用着色剤、シリコーン用着色剤等の単位とする。

23. セット商品の登録について

セット商品（プライマー付き）の登録については、シーリング材・プライマーセットで登録または、別々で登録も可とする。但し刷毛、テープ、バッカーなどは登録を認めない。また、セット商品の梱包用ケースなどへの表示は、JSIA F☆☆☆☆の近くにシーリング材、プライマーと明記する。（様式-4）に従う。

24. 他団体登録製品の申請について

既に他団体に登録されている製品を登録する場合は、他団体にその製品の取り消し申請をしてから申請する。

25. チェック表の必須項目について

（様式-7）の「必須項目」区分で、評価結果に「いいえ」がある場合は、原則として登録を認めないが、測定データがある場合は審査委員会で決定する。

26. 認定書の申請について

認定書の申請については、様式-12 よって行う。申請での3点セットは下記の組み合わせ以

外はすべて1種類のみ申請とし、同一種類[自主管理基準（製品の種類）第6条]の複数申請は認めない。

- ・シーリング材1種類+プライマー1種類+着色剤1種類
- ・シーリング材1種類（1成分形のみ）+プライマー1種類あるいはプライマー2種類

27. プライマー・着色剤のみ申請について

シーリング材を製造していない申請者（会員及び会員外）が、プライマー又は着色剤のみを申請する場合は、当工業会で既に登録されているシーリング材との組み合わせ（1種類で可、シーリング材の登録認定番号を明記のこと）でJSIA-002試験をし、様式-7（登録製品品質管理チェック表）の評価結果がすべて満たしている場合は、これを承認する。

28. 製品名称のみの変更について

「自主管理規定」第8条の追加として、登録済み製品の名称のみの変更は、製造会社の責任において登録済み登録番号をそのまま表示できることとする。但し、審査登録委員会へ変更届け（様式-5）を提出すること。

29. 登録確認書・認定書の有効期限について

平成20年4月1日より、登録確認書（様式-3）及び認定書（様式-11）に、「自主管理規定」第12条に基づき、ノンホルム登録製品の有効期限を明記する。

30. 対象種類以外の申請について

「自主管理規定運用のための解説」6項の追加文として、「自主管理規定」第6条の14種類以外のシーリング材が申請された場合は、自主管理規定第11条-1に基づき、申請者は以下の書類を提出しなければならない。なお、審査委員会は特別審査として提出された書類を検討し、採否の決定をする。

- ①「JSIA002：2006」の試験データ
- ②当該製品のカタログ、技術資料またはこれに準ずるもの
- ③当該製品の安全データシート（SDS）

31. 複数認定品の有効期限

「自主管理規定運用のための解説」29項の追加文として、登録年月日が異なる製品を本解説26項に基づき複数認定書に記載する場合、その認定書の有効期限は一番古い登録年月日から3年間を有効期限とする。

32. 対象製品種類を製造販売する非会員会社が OEM 供給製品を受ける場合について

「自主管理規定」本文第 3 条の非会員のうち、本文第 6 条の製品種類を製造販売している非会員会社（海外メーカーを含む）が、正会員からの OEM 供給製品を受ける場合は、様式-1 非会員用、様式-6 の申請を提出し、本文第 18 条に基づき、登録参加費用として、別途 3 ヶ年分、30 万円を支払うものとする。ただし支払い元については、当事者となる正会員及び非会員間で協議の上、どちらかに決めることとする。

33. 登録申請費用・更新費用について

なお、登録申請費用は、一件当たり 6,000 円+税とする。また更新時は、再度 3 ヶ年分 30 万円+税を支払い、更新の費用は一件当たり 1,500 円+税とする。この条文は 2026 年 6 月 1 日から適用する。

34. 更新手続きについて

「自主管理規定運用のための解説」19 項、20 項の追加分として、既登録品 3 年更新の受付は毎年 7 月に登録申請担当者に連絡する。その審査日は毎年 8 月 31 日までに開催する。

35. OEM 名の追加・変更について

会員、非会員の登録済商品の OEM 名が追加となる場合は、速やかに新規 OEM 先として様式-2 を申請する。また OEM 名の変更は、様式-5 の変更・取消届を申請する。なお違反した場合は、自主管理規定第 21 条に従う。

（附則）

初回制定 平成 18 年 3 月 1 日

改訂 平成 18 年 5 月 9 日（27 項を追加）

改訂 平成 19 年 1 月 19 日（28 項を追加）

改訂 平成 19 年 11 月 21 日（29 項を追加）

改訂 平成 20 年 3 月 25 日（30 項、31 項を追加）

改訂 平成 20 年 11 月 19 日（32 項を追加）

改訂 平成 21 年 7 月 2 日（6 項、31 項 文の変更、13 項 文の追加）

改訂 平成 22 年 7 月 6 日（4 項 文の追加、33 項を追加）

改訂 平成 24 年 7 月 6 日（34 項 を追加）

改訂 平成 25 年 9 月 25 日（35 項を追加）

改訂 2026 年 6 月 1 日(17 項の削除、19 項 、30 項 文の変更、費用改定)